

パッケージツアー参加者のチュニジア入国時隔離免除

本２７日、チュニジア運輸物流省は、入国時の検疫措置に関して、次の条件の下、商業便を利用してチュニジアに来訪するパッケージツアー（募集型企画旅行）参加者に対して、入国後１４日間の隔離措置を免除すると発表しました。

○旅行会社から入手したパッケージツアー参加者であることを示すバウチャーを空港チェックインカウンターで提示。

○チェックイン前７２時間以内に受検したＰＣＲ検査による陰性証明書の提示。

○チュニジア便に搭乗するまでに、健康フォーム <https://app.e7mi.tn> を入力（当館注：当局によると同フォームを入力すれば、ＱＲコードが届くことになっているが、システムエラーにより、届かない状態が続いている。その場合、下記リンク先等をプリントアウトした紙媒体の健康フォームあるいは、機内配布の健康フォームがある場合は当該フォームを記入することで問題ないと説明）。

<http://coronavirus.rns.tn/fiche-sanitaire2020/fiche-sanitaire/fiche.php>

○保健省の衛生規則を遵守すること。

１１月１６日から、短期間の外国滞在からチュニジアに戻る場合及び他国からチュニジアへの短期渡航の場合、次の措置が取られているところ、短期の期間について、当局は当初「５日未満」と発表しましたが、民間航空局は各航空会社に「１２０時間未満」と説明しており、実質「５日間以内」の運用となっています。

○短期間（５日以内）の外国滞在からチュニジアに戻る（再入国）場合

- ・自宅または指定ホテル（自己負担）で７日間の隔離（再入国時のＰＣＲ陰性証明書不要）。症状が現れた場合、ＰＣＲ受検（自己負担）。

○チュニジアへの短期渡航（滞在５日以内）

- ・チェックイン前７２時間以内に実施されたＰＣＲ検査の陰性証明書の提示（隔離なし）。
- ・家族、職業、または健康上の理由による緊急の理由がある場合で、ＰＣＲ検査を受ける時間がない場合は、事前に保健省からの許可が必要。緊急の理由を証明する資料及び行動計画書の提出。加えて、提出された行動計画書において、厳格な感染予防措置が適用されること。

参考：外務省海外安全ＨＰ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.tn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

「たびレジ」変更・解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

令和2年11月27日

在チュニジア日本国大使館

9, Rue Apollo XI, Cite Mahrajene, 1082 Tunis, TUNISIE

電話 : +216-71-791-251/ 792-363/ 793-417